

令和元年 10 月 11 日

【件名】

モザンビーク渡航者への注意喚起（宿泊先通知書の提出義務）

【ポイント】

短期滞在の外国人は、モザンビーク入国後 5 日以内に「宿泊先通知書」を移民局に提出しなければ罰金が科せられます。

【本文】

最近、当地において「宿泊先通知書」の提出を怠ったことにより、罰金処分を科せられた邦人滞業者が散見されます。当国移民法では、「短期滞在の外国人は、入国後 5 日以内に「宿泊先通知書」(Comunicacão de boletim individual de alojamento)を移民局 (SENAMI : Serviço Nacional de Migração) に提出しなければならない。」と定められており、これを怠った場合は、1 日に付き 1,000 メティカル (約 2,000 円) の罰金が科せられます。ただし宿泊先がホテルの場合は、ホテル側で「宿泊先通知書」を移民局に提出しますので、滞業者が提出する必要はありません。

また、提出先は滞在する州の移民局ですので、滞在中に州を移動する場合は、それぞれの州の移民局に提出する必要があります。

特に当国中～北部の州は厳しく取り締まっていますので、当地に 6 日以上短期滞在される方は、「宿泊先通知書」を忘れずに提出してください。御不明な点がございましたら、各州の移民局までお問い合わせください。

以上